

令和 8年度(2026年度) 委託設計書

委託名	立田自然公園危険樹木伐採等業務委託
場所名	熊本市中央区黒髪4丁目地内

【履行期間】

契約日から 令和9年3月31日限り

単独事業

委 託 理 由
自然公園内の倒木の危険性が高い樹木を撤去するもの。

「建設リサイクル法による通知の必要」 無

設 計 概 要

立田自然公園危険樹木伐採等業務委託

樹木伐採 19本

樹木剪定 1本

総括情報表

変更回数 諸経費区分 工種区分 単価適用世代 単価地区 機損適用世代 歩掛適用世代 備考	公共 令和08年度 公園工事 令和8年5月 公共 熊本市(旧熊本市) 令和7年9月 公共 令和8年4月 公共
---	---

諸経費設定状況

名 称	値	名 称	値
【週休2日補正】 ＜公共工事＞	補正なし		
【工区名称:公園工事01】 [工種] [主要項目] 施工地域 前払金支出割合区分 契約保障にかかわる補正 諸経費を前回金額に固定 [共通仮設費] 率指定 被災地補正 乗算補正(*n)補正後に乗じる 補正係数の加重平均まるめ [現場環境改善費] 現場環境改善費計上区分 [現場管理費] 率指定 施工時期、工事期間による補正 緊急工事補正 被災地補正 乗算補正(*n)補正後に乗じる 補正係数の加重平均まるめ	公園工事 補正なし 補正なし 発注者が金銭的保証を必要とする場合 前回金額に固定しない しない 1.1 0.5 小数3位四捨五入2位止め 計上しない しない 行わない 緊急工事補正無 1.1 0.5 小数3位四捨五入2位止め	[一般管理費等] 率指定 乗算補正(*n) 工事価格端数調整 [間接労務費] [工場管理費] [工期延長等に伴う増加費用] 工期延長等に伴う増加費用計上区分 [消費税] (経過措置)複数の税率を適用する	しない 0.5 千円止め 計上しない 複数税率を適用しない

総括情報表

[illegible][illegible]

* 本委託費 * 内訳表							
費目・工種・施工明細など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
【本委託費】							
立田自然公園危険樹木伐採等業務委託							
	樹木番号279番:カン伐採 H=20.0m C=2.38m (運搬処分込)						特殊伐採
		1		本			
	樹木番号284番:シイ伐採 H=20.0m C=1.76m (枝葉の運搬処分込)						特殊伐採(害虫対策あり)
		1		本			
	樹木番号285番:シイ伐採 H=25.0m C=1.41m (枝葉の運搬処分込)						特殊伐採(害虫対策あり)
		1		本			
	樹木番号297番:カン伐採 H=25.0m C=1.72m (枝葉の運搬処分込)						特殊伐採(害虫対策あり)
		1		本			
	樹木番号301番:カン伐採 H=25.0m C=1.53m (運搬処分込)						
		1		本			
	樹木番号305番:モミジ伐採 H=5.0m C=0.48m (運搬処分込)						
		1		本			
	樹木番号309番:ウメ伐採 H=5.0m C=0.65m (運搬処分込)						
		1		本			

* 本委託費 * 内訳表						
	樹木番号310番:ウメ伐採 H=1.0m C=0.67m (運搬処分込)					
		1	本			
	樹木番号312番:ウメ伐採 H=3.0m C=0.46m (運搬処分込)					
		1	本			
	樹木番号319番:カシ伐採 H=20.0m C=2.67m (運搬処分込)					
		1	本			
	樹木番号330番:シロダモ伐採 H=10.0m C=0.35m (運搬処分込)					
		1	本			
	樹木番号334番:スギ伐採 H=20.0m C=1.24m (運搬処分込)					
		1	本			
	樹木番号335番:スギ伐採 H=20.0m C=0.95m (運搬処分込)					
		1	本			
	樹木番号343番:サカキ伐採 H=5.0m C=0.52m (運搬処分込)					
		1	本			
	樹木番号348番:カシ伐採 H=20.0m C=2.58m (運搬処分込)					特殊伐採
		1	本			
	樹木番号351番:カシ伐採 H=25.0m C=1.45m (枝葉の運搬処分込)					特殊伐採(害虫対策あり)
		1	本			

＊本委託費＊ 内訳表						
	樹木番号357番:カシ剪定 H=20.0m C=1.36m (運搬処分込)					特殊強剪定 (幹は3m程残す。) 足場養生(堀)・小運搬等含む
		1	本			
	樹木番号358番:スギ伐採 H=25.0m C=0.98m (運搬処分込)					特殊伐採
		1	本			
	樹木番号359番:スギ伐採 H=20.0m C=0.72m (運搬処分込)					特殊伐採
		1	本			
	樹木番号傾斜木:マキ伐採 H=10.0m C=0.39m (運搬処分込)					
		1	本			
	害虫対策(燻蒸処理) 小運搬、切り株への切り込み作業等含					
		1	式			
	準備工:支障木剪定・伐採(対象樹木伐採前) (運搬処分込)					
		1	式			
直接委託費						

熊本市

* 本委託費 * 内訳表							
費目・工種・施工明細など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費	仮設備工:搬入路養生(敷鉄板等)						
		1		式			
共通仮設費	率分算定式… 対象額…………… 率(加算含) 率(緑化)						
				式			
** 共通仮設費計 **							
** 純委託費 **							
現場管理費	率分算定式… 対象額…………… 率(加算含) 率(緑化)						
				式			
** 委託原価 **							
一般管理費等	率分算定式… 対象額…………… 率…………… 率(緑化)						金銭的補償を必要とする。
				式			
【委託価格計 (千円止)】							
【消費税及び 地方消費税】	率分算定式… 対象額…………… 率…………… 0.1000						
				式			
【委託費計】							

立田自然公園危険樹木伐採等業務委託仕様書

第1章 総則

1. 適用・目的

本仕様書は、「立田自然公園危険樹木伐採等業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

本業務は、文化財課が管理する立田自然公園区域内に植生する樹木について、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成 29 年 9 月 国土交通省策定）に基づき実施された点検結果を踏まえ、倒木の危険性が高い樹木の伐採および撤去等を行うものである。

これにより、景観の維持および安全の確保を図ることを目的とする。

なお、本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）である文化財課が、本業務の委託に関し必要な事項を定めるものである。

2. 準拠する法令等

受託者（以下「乙」という。）は、業務委託契約書、本仕様書および次に掲げる関係法令ならびに諸規程に基づき、関係官公署に対する必要な届出および手続きを遺漏なく行うものとする。

- （1）文化財保護法
- （2）土木工事共通仕様書（熊本市最新版）
- （3）土木工事施工管理基準（熊本市最新版）
- （4）都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）
- （5）労働安全衛生法
- （6）その他関係法令および規程

3. 共通仮設費および現場管理費率

本業務は、「土木工事標準積算基準」に基づき、各工種区分に従って対象額ごとに算定した共通仮設費率および現場管理費率に、それぞれ所定の補正係数を乗じて算定する試行対象業務とする。

なお、補正係数は以下のとおりとする。

- 共通仮設費率（率分）：1.1
- 現場管理費率：1.1

4. 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書または作業内容に著しい不都合が生じた場合、または設計図書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

また、本業務の内容または数量に変更が生じた場合は、乙は速やかに調査職員と協議を行わなければならない。

なお、設計変更を行う場合は、乙において変更に係る数量および内容を整理・算定し、調査職員の精査を経て決定するものとする。

5. 関係書類の提出

本業務の実施にあたり、乙は次に掲げる書類を提出し、甲の承認を得なければならない。

- （1）着手届
- （2）業務工程表
- （3）業務責任者の雇用関係が確認できる資料（健康保険被保険者証等）
- （4）業務計画書

6. 業務計画書

(1) 乙は、契約締結後 14 日（休日等を含む。）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

(2) 業務計画書には、契約図書に基づき、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 業務工程表
- ③ 現場組織表
- ④ 特殊伐採従事者
- ⑤ 使用する主な機械
- ⑥ 施工方法
- ⑦ 安全管理
- ⑧ 緊急時の体制および対応
- ⑨ 交通管理
- ⑩ 環境対策
- ⑪ 現場作業環境の整備（熱中症対策等）
- ⑫ その他必要な事項

(3) 乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、その理由を明確にしたうえで、その都度、変更業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

7. 標識等の設置

乙は、作業実施箇所に業務内容を明示した標識板を設置し、委託件名、委託場所、履行期間、委託者および受託者の名称（氏名）、住所ならびに電話番号を表示するものとする。

あわせて、作業に伴い必要な迂回指示標、注意標識その他の案内標識を設置し、入園者および近隣住民が容易に視認できる位置に適切に配置するものとする。

8. 周辺環境への配慮

本業務は都市公園内で実施するため、乙は第三者の安全確保を最優先とし、必要な安全対策を講じなければならない。

また、作業員の不要な大声の抑制および建設機械の騒音低減等に努めるとともに、周辺環境に配慮した作業を実施するものとする。

9. 安全対策

乙は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて関係官公署との手続きおよび連絡等を行い、業務の円滑な進捗を図らなければならない。

また、委託区間周辺および業務に関連して使用する沿線道路については、次に掲げる事項に特に配慮しなければならない。

- (1) 防災活動および消火栓の使用の確保
- (2) 歩行者および車両の通行の確保
- (3) 住宅、店舗または事業所への出入りの確保
- (4) 委託現場で発生する土砂、粉塵等による家屋および道路の汚損、ならびに河川、水路、地下水の汚濁の防止
- (5) 電線沿いの作業については、事前に電力会社等と協議を行い、その指示に従うとともに、電線その他設備に損傷を与えることのないよう必要な安全措置を確実に講じたうえで作業を実施すること
- (6) 所管の警察署に対し道路使用許可申請を行い、許可を得た後に作業を実施すること
- (7) 作業にあたっては、作業範囲を明確にし、立入禁止措置を講じること。

- (8) 必要に応じて交通誘導員または監視員を配置し、第三者の安全確保を図ること。
- (9) 伐採作業時は、倒木方向および枝葉の落下範囲を事前に確認し、飛散防止措置を講じること。
- (10) 強風、大雨、落雷等により安全な作業が確保できない場合は、作業を中止すること。

10. 法定外の労災保険の付保

本業務において、乙は法定外の労災保険に付さなければならない。

11. 文化財への配慮

当該地は国の史跡に指定されていることから、乙は史跡内における業務であることを十分認識し、施工にあたっては文化財の保護に十分配慮しなければならない。

また、本業務に従事する担当者および作業員に対し、史跡保護に関する意識の徹底を図るものとする。

12. 打合せ及び業務報告

本業務の実施にあたっては、乙は事前に甲と十分に打合せを行い、業務を円滑に遂行しなければならない。

また、乙は、甲が必要と認めた場合には、作業の途中経過を速やかに報告するとともに、その指示に従わなければならない。

13. 手続き及び損害賠償

乙は、本業務の実施中に発生した事故および第三者に与えた損害について、一切の責任を負うものとする。

また、事故が発生した場合は、その内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。

なお、損害賠償等の請求があった場合は、その処理をすべて乙の責任において行うものとする。

14. 成果品に対する責任の範囲

本業務完了後であっても、既納入成果品に不良箇所が発見された場合は、乙は速やかに補測、訂正および修正を行わなければならない。

この場合に要する費用は、乙の負担とする。

15. 成果品の帰属等

本業務により得られたすべての成果品は、甲に帰属するものとする。

乙は、甲の許可なく、これらを第三者に貸与し、または公表もしくは使用してはならない。

16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 乙は暴力団員等による不当介入を受けた場合には、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入を受けた場合は、速やかに警察へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合についても同様とする。

- (2) (1)の規定に基づき警察へ通報し、または捜査上必要な協力を行った場合は、乙は速やかにその内容を甲に報告しなければならない。

- (3) (1)および(2)の措置を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

- (4) 暴力団員等による不当介入により、工程の遅延その他の被害が生じた場合は、乙

は速やかに甲と協議しなければならない。

17. 過積載防止について（ダンプトラック等による過積載の防止に係る指導事項）

- (1) 工事用資機材および建設副産物の過積載をしないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者の利益を不当に害することのないよう配慮すること。
- (4) 差し枠の装着または物品積載装置を不正に改造したダンプトラック等が、工事現場に出入りしないよう適切に管理すること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用の促進に努めること。
- (6) 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- (7) (1)から(6)までの事項について、下請契約の相手方に対して適切に指導すること。

18. 本業務の作業方法について

乙は、労働安全衛生法に基づき必要とされる伐木等の業務およびロープ高所作業に係る特別教育を修了した者を配置しなければならない。

また、その他法令に基づき資格または安全教育（以下「資格等」という。）を必要とする作業を行う場合は、当該作業に必要な資格等を有する者を配置しなければならない。

19. 特殊伐採について

特殊伐採従事者は、ツリークライミングおよびロープワークに関する講習を修了し、かつ高さ 30m 程度の樹木における実務経験を有する者とする。

なお、特殊伐採従事者の経歴書（資格免許証または修了証の写しを添付すること。）については、事前に甲の承認を得るものとする。

20. ナラ枯れ樹木の処理について

ナラ枯れ被害対策については、林野庁が示す「ナラ枯れ被害対策マニュアル（新版）」に準拠し、被害の進行段階に応じた適切な防除および処理を行うこと。

ナラ枯れ被害木については、カシノナガキクイムシの拡散防止のため、玉切り、シート被覆、燻蒸処理等の防除措置を講じるとともに、必要に応じて適切な配置管理を行い、飛散および二次被害を防止すること。

第2章 業務

21. 業務内容

業務名	立田自然公園危険樹木伐採等業務委託
場 所	熊本市中央区黒髪4丁目地内 立田自然公園
期 間	契約日～令和9年（2027年）3月31日

（業務概要）

- (1) 危険木撤去の範囲および地際部の仕上げ等については、事前に委託者と協議のうえ決定すること。

- (2) 危険木撤去の実施後は、高所作業車またはラフテレーンクレーン等の機械が現地にある当日中に、委託者の確認を受けることを原則とする。なお、確認の結果、作業が不十分と認められた場合は、速やかに手直しを行うこと。
- (3) 作業の実施にあたっては、必要に応じて隣接住民および公園利用者に対し、チラシの配布および予告看板の設置等により、周知徹底を図ること。
- (4) 集積については、取り残しがないよう十分注意すること。また、車両により搬出する場合は、飛散防止および交通安全に配慮し、熊本市指定の一般廃棄物処理施設において適正に処分すること。なお、搬入時の伝票の写しは、処分集計表と併せて提出すること。
- (5) 雨天時に撤去作業を行った場合は、必要に応じて仮置きを行うとともに、現地仮置きの際は風等による飛散を防止するため、シート掛け等の措置を講じること。また、十分に水分を除去し、処分量の削減に努めること。
- (6) 写真管理については、別に示す写真管理一覧表に基づき適切に実施し、撮影内容が明確となるよう整理すること。また、黒板等を実施場所名および実施日を記載し、すべての写真に写し込むこと。ただし、一般廃棄物処理施設への搬入および荷卸しに係る写真については、複数箇所分を兼ねることを認める。なお、処理施設の許可看板についても撮影すること。

写真管理表

業 種	写真管理内容	備 考
危険木撤去	撤去前、撤去中、集積、荷卸し、撤去後	樹木番号を黒板に明記

2 2. 納入成果品

成果品はすべてA 4判とする。なお、成果品の中表紙（分冊の場合は分冊ごと）に、業務責任者氏名を明記し、印刷製本した成果品を1部提出すること。

立田自然公園危険樹木伐採等業務委託位置図





樹木番号 279 : カシ	H=20.0m,C=2.38m	特殊伐採	樹木番号 330 : シロダモ	H=10.0m,C=0.35m	伐採
樹木番号 284 : シイ	H=20.0m,C=1.76m	特殊伐採 (害虫対策有)	樹木番号 334 : スギ	H=20.0m,C=1.24m	伐採
樹木番号 285 : シイ	H=25.0m,C=1.41m	特殊伐採 (害虫対策有)	樹木番号 335 : スギ	H=20.0m,C=0.95m	伐採
樹木番号 297 : カシ	H=25.0m,C=1.72m	特殊伐採 (害虫対策有)	樹木番号 343 : サカキ	H=5.0m,C=0.52m	伐採
樹木番号 301 : カシ	H=25.0m,C=1.53m	伐採	樹木番号 348 : カシ	H=20.0m,C=2.58m	特殊伐採
樹木番号 305 : モミジ	H=5.0m,C=0.48m	伐採	樹木番号 351 : カシ	H=25.0m,C=1.45m	特殊伐採 (害虫対策有)
樹木番号 309 : ウメ	H=5.0m,C=0.65m	伐採	樹木番号 357 : カシ	H=20.0m,C=1.36m	特殊強剪定 (幹は 3 m程残す)
樹木番号 310 : ウメ	H=1.0m,C=0.67m	伐採	樹木番号 358 : スギ	H=25.0m,C=0.98m	特殊伐採
樹木番号 312 : ウメ	H=3.0m,C=0.46m	伐採	樹木番号 359 : スギ	H=20.0m,C=0.72m	特殊伐採
樹木番号 319 : カシ	H=20.0m,C=2.67m	伐採	樹木番号	傾斜木 : マキ	H=10.0m,C=0.39m 伐採